



## 感染性胃腸炎が発生したら

高齢者・障害者施設等

- 施設内で感染性胃腸炎が疑われる事例が発生したときは、感染症対策の管理者を中心に、感染拡大防止のため、迅速・適切な対策をとる必要があります。
- 感染状況により、当センター職員が訪問させていただく場合がございます。
- また、終息が確認できるまで、日々の状況についてご報告いただき、継続的に関わらせていただきます。

電話や訪問にて、以下の内容につき確認させていただきます。

感染拡大防止のため、状況を確認した上で対策等の助言をさせていただきます。

### 1. 発生状況について（電話にて概要を聞き取らせていただきます）

- 在所人数(各フロア別の人数)、職員数、調理従事者数等
- 初発状況（発症日、症状、発生場所、受診の有無、治療内容、基礎疾患等）
- その後の発生状況（発症日、症状）
- フロアごと、部屋ごと、食事形態ごとの発生状況（偏りの有無）
- 施設内での下痢・嘔吐の有無、場所
- 職員、調理従事者の発症の有無
- 利用者、職員の食事状況（利用者と同じ食事を喫食しているか）
- 重症者の有無（死亡例、入院例など）
- 受診者の確認（診断名、検査結果、治療内容など）

### 2. 関係機関等への連絡

- 施設所管課への連絡
- 施設医への連絡  
施設内での状況を伝え、適切な指示を受けてください。
- 施設利用者の家族への連絡  
発生状況や感染拡大防止策について、書面や掲示でお知らせください。
- 都筑福祉保健センターへの報告  
(健康づくり係 TEL: 948-2350)

※感染症が疑われる場合は、区の福祉保健センターへ早めに連絡し、対応をご相談下さい。報告の目安は次の通りです。

#### <福祉保健センターへの報告の目安>

- ① 同一の感染症や食中毒、又はそれらによると疑われる死亡者や重篤患者が 1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症や食中毒、又はそれらによると疑われる者が 10名以上発生した場合や全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

### 3. 福祉保健センター訪問時、ご提供いただきたい資料

- 利用者数、職員数、調理従事者人数
- 有症状者一覧（利用者・職員・調理従事者）
- 施設の見取り図
- 行事予定
- 過去2週間分の献立表（給食・おやつ）
- 利用者・職員・調理従事者の健康観察表
- 本件に関する施設への相談・苦情の有無
- 施設版感染症対応マニュアル
- 家族向けのお知らせ文

ご準備いただいた資料を基に、以下についてもうかがいます。

- 現在、施設で講じている対策
- 消毒方法
- 厨房で講じている対策
- 今後の行事予定

原因となっている病原体を確定するため、検便検査へのご協力をお願いします。

### 4. 翌日以降の発生状況の報告

- 窓口となる連絡担当者を決めてください。
- 健康づくり係あてに、「感染性胃腸炎発症経過表」の提出など日々の状況報告をお願いします。（12時00分までに）
- 最後の発症者から72時間経過しても新規患者が発生しない、あるいは有症状者数が日常レベルになったら、報告は終了となります。

### **連絡先**

- (1) 都筑福祉保健センター 福祉保健課 健康づくり係  
電話：045-948-2350（平日8:45～17:15）  
FAX：045-948-2354

夜間・休日：045-948-2499  
（担当者より折り返しご連絡します）

#### **【食中毒が疑われる時】**

- (2) 都筑福祉保健センター 生活衛生課 食品衛生係  
電話：045-948-2356（平日8:45～17:15）

夜間・休日：横浜市保健所 感染症・食中毒緊急通報ダイヤル  
045-664-7293